

Title	ハーリヒ カロリング時代のマンスス
Sub Title	Herlihy, D. 'The Carolingian Mansus'
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.3 (1964. 3) ,p.253(67)- 257(71)
JaLC DOI	10.14991/001.19640301-0067
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19640301-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(8) 徳永重良「イギリス機械工業における資本と賃労働(一)」『経済志林』第二八巻第三号参照。

(9) これについては、最近でた J.C. Carr and W. Taplin; History of British Steel Industry, 1962, (Oxford) が注目に値する。筆者は近い機会に、この書についての論評を行いたいと思う。また入江節次郎氏の「イギリス独占資本の研究——産業総論と石炭業——」(同志社大、経済論叢、第二二巻、第三・四号)は問題を提起して

興味深い。

(10) これについては、相沢与一「英国炭鉱業における労働政策と労働組合」(一九六二年非売品)が注目に値する。

(11) 佐野稔「産業合理化と労働組合——イギリス労働運動史の一断面——」法政大学出版局(一九六一年)参照。

(12) クチンスキー「絶対的窮乏化理論」新川士郎訳、五三頁(一九五九年)、有斐閣。

書 評

ハリーヒ

『カロリンガ時代のマンヌス』

渡辺 國 廣

〔始めに〕 耕作者はもともと同時にその土地の所有者でもあった。彼は自分の土地により自立を誇ることができた。土地を所有することが彼にとっては生活の確実な保証たり得た。事実それに必要な規模を彼は所有している。かかる財産をマンヌスという。家産にほかならない。一家族でそれを持ち、これを基礎に独立の農耕生活が続けられていた。彼はその機会を権力者の土地に闖入者となることとつかんだ。農民の誕生である。そのこと自体権利の侵害の所産であった。しかしこれを権力者は内心歓迎しさえした。彼はその代償に収穫の一部を召上げること考えたからである。従ってマンヌスはまたかかる負担が及ぶ場でもあった。徴税単位にはがならな

書 評

れとはほぼ同じ時期といっている。ブルゴーニュではややおくれ、八世紀の後半からであった。プロバンスやイタリアにおいては九世紀にはいって多くみられるようになる。しかしそれ以前でもマンヌスと呼ぶことのできるものは存在した。ただこれを示すための別の語が用いられていたにすぎない。プロバンスではコロニア、イタリアではカサがそれに相当した。マンヌスのドイツ訳はホバ、後にフーフェ、しかしその用法に若干の齟齬が認められる。東北ドイツにおいてホバという時、マンヌスの二倍かそれ以上の規模があった。またカロリンガ時代の中部ドイツのホバは自由民の財産、これに対しマナに属する者の土地をマンヌスと呼んだ。十三世紀に、パリヤでもこれと同じ。一般に自由民のマンヌス、隷農のマンヌスの別である。ライン地方では世襲財産のうち土地をホバ、家がマンヌスであった。ロレーヌにおける用法もこれと類似する。ただしそこではホバというかわりに広くソルスなる語を用いていた。

農耕で生計を立てるについては、基本の財産といったらいい何かが必要な前提となった。これを一般にマンヌスと呼ぶことができるとしても、そこに盛込まれた内容が一定していないことは上述のところで明白であった。マンヌスはしばしば土地か家で、はっきり兩者を区別していた。また漠然と財産をさした。いわばそのことでこれら二つを総括しようとしたのであった。かかる違いの起る理由は何か。ここに取上げる小論では第一にその点に關説し、続いかかるマンヌス形成の事情を説明しようとした。マンヌスは農村の生活に本来的なものではない。支配者が彼の権力の基礎を固めようとす

六七 (二五三)

る過程における所産であった。彼が購入者を支配下に組み込み、権力の伸長に用立てたことは前述した。しかし後にはマンススを梃子に入植者の本格的誘致がはかられていた。従って単なる定住様式と違う。マンススの形成は権力との関係を離れて考えられない。ここではとくに封建領主の介入が強調された。マンススは徴税源としての生産単位で、封建権力の成立はかかる農民持分地の広範な存在を前提としていたのであった。そうした持分をこの論者はすでにローマ末期に見出している。従って中世もそれ以前と権力の基礎に変わりがない。単に指導者が交替したというにすぎなかった。

〔語義の変遷〕 マンススは永続するものという意味を持った。いわば耐久財である。しかしここで永続するという時、ものが堅牢なことではない。相続できるという意味であった。結局においてそれは財産のことにはかならない。八〇六年の僧会法によれば、相続によつて受取った一切のものがマンススであった。八六四年にシャルル禿頭王が命じたところによれば、相続財産、それこそがマンススである。相続財産としてマンススは真の財産であった。今や所有権は絶対不可侵の状態におかれた。またマンススはもとと滞留するという意味でもあった。そしてこのことから派生し、マンススは世襲財産の上に定住する人々をさした。またしばしば耕作者が定住する場のこともあった。しかしかかる場を彼は勝手に奪われない。場は彼の家族の間で世襲できた。以上の二つの語義を総合した時、マンススは耕作者が世襲で居住している場所ともいったらいい。具体的にかかる場は何をさすか。しばしばマンススは家それ自体を

いった。七八九年のフルダ僧院の文書のなかのマンススは家のことであつた。九世紀の聖人伝においてもマンススは明白に家をさした。広く解した場合でも家に付属する菜園を含めるのがせいぜいであつた。しかし菜園そのものをマンススという場合もある。しばしばマンススはかなり広い意味にとられた。そしてマンススのなかに単に住居ばかりでなく、菜園や耕地をも含めた。カロリング時代の史料ではマンススと呼ばれる範囲に森林まで包括している。北ヨーロッパに広くみられる史料のなかでもマンススは広義に解され、家屋敷のほか、耕地もマンススに含めた。今やマンススの内容が一定しなかったことは明白である。マンススは世襲財産として複雑な構成を持っていたのであつた。人口が稀薄、従つて土地の取捨が自由な場合、マンススの内容はかなり限定されたものであつてもいい。事実において居住の場としての家、せいぜい屋敷地がマンススということになったのであつた。しかし人口増大のため耕地に不足を感じた場合、世襲財産としてのマンススの内容も拡大されざるを得ない。

広く耕地、葡萄園、荒地までそのなかに含められるようになった。開墾が困難な技術段階で人口の増加が起れば、耕地の不足は必至であり、貴重なものとしての財産の枠を拡張することは避けられなかったのであつた。カロリング期にヨーロッパの若干の地方ではマンススを広く解していた。漠然と土地をさした。これは経済の発展が高い水準に到達したことを示すものにかならない。イタリアでもすでに九世紀にマンススは広義に使用さる。マンススの内容は経済の発展段階によつて規制されたのであつた。しかしそれがすべてで

はない。しばしば史料作成者の主観いかによつた。従つて世襲財産としてそこに何を含めていたかについてはなお個々の史料の深い検討にまたなければならぬ。マンススを一律なものとみる危険をこの論者は強調するのであつた。しかしなおマンススは財産にかならない。財産としてそれは世襲できた。一体これは何に起因するか。ここではそれを、所有者が耕作し改良した労苦に対する当然の権利とみた。いわば労働の対価として相続が正当視されるというのであつた。相続の根拠は単に所有ということによらない。むしろ財産で収穫を増そうとする努力が重視されていたのであつた。

この点はマンススが支配者の側から徴税単位とみなされていたという点と深く関連した。事実マンススごとに課税されていた。従つてマンススの存在は権力を離れて考えられない。権力とはここですぐれて封建関係であつた。マンススは封建支配を末端において支えるものにはかならない。しかしこの論者はマンススをもつばら封建領主の創出物とみなさなかつた。むしろローマ末期の植民事業の過程でおこなわれた方法を、封建領主が支配の基礎を固めるに際し踏襲したとみた。しかしそれが徴税単位として矛盾なく機能するとすれば、マンススは大体において同じ規模を持つものでなければならぬ。耕作と経営に必要で十分、これがその規程であつた。中世において課税は財産に従わない。すべてに一律の課税であつた。従つてマンススがほぼ同じ内容を持てば、課税で極端な不平等の起る危険は避けられる。また徴税の単位としてマンススが重視された時、その存在が決定的に有力になったことを示すものにかならない。

土地を持ち、それで独立に生計を立てることのできる人々が一般化し、これを背景にマンススが課税単位として本格的に機能するにいたるのであつた。否むしろ逆ですらある。徴税源として一つのまとまった生計単位を創出しようとし、その努力が本格的なものになつていったともいわなければならぬ。マンススの形成で人間と土地が一つの生産単位のなかに結合された。一般に封建権力がかかる生産単位を根拠としていたのである。四世紀の段階ではまだそれが支配的なものになるまでにいたらなかつた。六世紀末という時期でも人間と土地が一つの単位に総括されたということは大勢としてみられない。人間と土地を生産の主要な要素として明確に区別し、そのおのおのを別個に課税の対象としていたのである。この段階でマンススの存在は決定的なものたり得なかつたのであつた。しかし七世紀末にマンススは徴税単位としてようやく重視されるにいたる。負担の及ぶ場としてのマンススの本格的な登場であつた。領主は精力的にマンススの創出に従つた。そしてこれを基礎に実力を伸長しようとしたのであつた。しかしだからといってすべての人々がマンススのなかに組込まれたわけではない。マンススから締め出された人の場合も多かつた。人別に従つて課税するという方法がこれと同時に並行的におこなわれていたということはその事実を物語るものにはかならない。問題は何の理由によつて領主のかかる権力行使が可能であつたかである。それは簡単である。マンススの形成がつねに領主の側における権力の後退を前提としていたためであつた。マンススに及ぶ負担はいわばその代償にかならない。領主は彼の権利

の侵害を理由にマンヌスを通じ人間と土地を総体として規制することを当然と考えるにいたったのであった。そしてマンヌスは領主の支配が及ぶ場として現実には課税源ということになっていったのであった。しかしマンヌスで所有権は厳然と耕作者の側にある。にもかかわらず領主の規制をよぎなくされたことは上述の如くであった。耕作者の諸負担は所有関係を媒介としない。支配関係が収取を実現せしめる。いわゆる経済外強制の貫徹で、それが中世における支配の特色ともなっていたのであった。

かかるものとしてマンヌスは封建支配の基底を形成していた。従ってマンヌスの存在が圧倒的な割合となった時、それは封建制の成立を意味した。マンヌスが何か。この小論はそれを直接の課題としている。しかしついに結局において封建制成立の時期という困難な問題に触れることになったのであった。ここではそれを七世紀末とみる如くである。成立の指標を何にするか。これには異論が多い。マンヌスということで農村における関係を前面に打出すことは十分納得できる。それにより導かれた結論としてこれは高く評価されていいのではあるまいか。

〔形成の過程〕マンヌスが構築された事情はどうか。一般にそれは耕地を拡大しようという努力の所産であった。マンヌスは植民事業にその起源を持つ。奴隷制の崩壊で荒地が増加し、それを克服する過程でマンヌスの出現をみたのであった。例えば一世紀末のアフリカ植民の場合、入植者は土地について永代使用を認められ、また子孫への移譲を許されていた。負担は輕微にとどめられた。土地

改良を効果的におこなわせることがその狙いであった。同じアフリカで五世紀末にも入植者を優遇するため思いきった策が打出されていた証拠がみられる。耕作者の側でも土地の所有について極端な自由を主張した。例えば移転や土地の売買に際し上級者の干渉を排除することが強調された如きである。もはやそれらを制限する法規に束縛されるということはなくなった。これら入植者はいわば闖入者である。しかし上級者に対し収入をもたらす者として歓迎されたのであった。この論者によれば、同じようなことがヨーロッパで起らないはずはない。当時ヨーロッパに広く未墾地が存在していたことを想起せよ。事実ヨーロッパでも不法占拠の諸例が確認できる。そしてこれら新来者も入植者として、彼が実際に開墾した土地の世襲を認められるにいたった。またおいおいそれを売買できるようになった。しばしば賃貸すら可能である。彼は闖入者であった。いわば他人の土地を不法に占領しているのである。にもかかわらず勝手に振舞うことができた。しかも上級者に対し許可を求める必要もなかった。これは驚くべき事実である。入植者は土地を改良したということによってかかる自由を認められたのであった。それについてここでは六六三年にブルゴーニュで起った事例を挙げている。教会は侵入者の不法を王に提訴した。訴状によれば、侵入者は森林や牧草地を破壊したばかりでなく、レントを支払わない。教会はかく訴えた。従ってこれは、レントを支払った場合、他人の土地に居住することができるという意味であった。そればかりではない。彼は改良した土地を永続的に使用できるものとされた。この論者によれば、

点で彼はまた通説に対し異を唱えることにもなったのであった。

それはローマ時代の北アフリカにおける慣行と何ら違わなかったのであった。ドイツ人の闖入者はヨーロッパでいかにして土地を手にしたか。その過程も前述の場合と同じとみていい。ここではそう考えられた。ドイツ人も侵入者として王領地に居を得た。彼の定住はサンスの支払いにより認められる。しかし改良を重ね、やがて彼もそこを永久に使用する権利を獲得していったのであった。とにかく改良によって土地に権利を持つことができるのである。相続もこれにより認められた。侵入者は上級者に対するサンスの支払いにより土地を受取り、改良を重ねることで永久の所有を認められる。この論者によれば、それはローマにおける関係の再現にはかならない。その点を彼はここでとくに強く主張していたのであった。

生計の場としてのマンヌスはかくして構築された。問題は定住の具体的な過程がどうかであった。この論者は定住が耕作者の家族を単位に進められたことを強調した。むしろそれ以外に考えられないとする。当時は他との交通が至難であった。従って小集団が適当である。また土地が肥沃になるまで長い期間を経過しなければならぬ。このためにも小集団がいい。小集団であれば、荒野で生き抜くことも容易であった。入植には困難がともなう。これを克服するため入植は小集団がいいというのであった。また開墾は自発的な努力によってのみ可能である。家長の強い統率の下でそれが進められる時、植民はもっとも効果的におこなひ得ると思うべきであった。この論者によれば、マンヌスの形成の担い手は単婚家族であった。村落共同体、支配と服従、血族団体、そういったものではない。この

〔終りに〕以上において小論の概要を紹介した。この論者がそこで積極的に主張したことは何か。マンヌスはローマ時代に課税単位として支配の基礎を形成した。その後でまた領主はこれを支配の基礎として権力を固めていった。実にその点につきる。いわばリュートゲ説の批判であった。最近はかかる反論が多くなって来ており、この小論もその一端になうものであった。土地に定住し、それを改良しようという努力、これはマンヌスを通じておこなわれた。中世もこの事実に変りがない。その観点からこの論者は古代と中世との連続を強調しようとするのであった。変化は単に指導者の交替にとどまった。もっぱらこれは定住の型の一致に注目しての結論である。今その是非を問わない。マンヌスが何か。むしろこの小論はかかる設問に対する一つの解答として読まらるべきである。解答書としてそれは適切なものであった。農民の誕生、それは支配関係を離れて考えられない。封建関係のなかで彼はいかに振舞い、自己を再生産していったか。マンヌスはそのための努力を燃焼する場にはかならない。マンヌスはまたかかる努力にふさわしい成果を保証した。農民はかく独立自営の存在である。この小論ではマンヌスをそれに必要な物的基盤とみるのであった。原題は Herlihy, D. 'The Carolingian Mansus,' *Economic History Review*, Second Series, Vol. XIII, No. 1, August 1960, pp. 79-89 に所収。